

2018年12月14日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第478号）

国務院、全国自由貿易試験区の 改革・イノベーション深化を支持 権限の委譲、先行試行等措置の実施へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国務院は、2018年11月7日付で『国務院による自由貿易試験区の改革・イノベーション深化を支持する若干の措置に関する通達』（国発[2018]38号、以下『38号通達』という）を公布しました。『38号通達』では、自由貿易試験区（以下「自由貿易区」）のモデル機能をさらに発揮するため、自由貿易区における一部業務の問題点や障害に対し、優れた投資環境の構築、貿易利便化の水準向上、金融イノベーションの推進、人的資源分野における先行試行の推進の4つの角度から、計53項目の改革措置を打ち出しています。

□ 「具体的な業務を糸口に、即効性のある措置」で、自由貿易区の建設を支援

『38号通達』は、昨年10月の第19回党大会で掲げられた「自由貿易区にさらなる改革の自主権を与える」との内容の実行にあたり、重要なものとして位置付けられています。今回の53項目は、具体的な分野・事業における問題点や障害解決を目的に、即効性のある措置として定められています。このうち、注目すべき内容は主に以下の4点となります（国務院定例政策ブリーフィングより）。

- ✓ 簡政放権（行政の簡素化、権限の委譲）を重点的に推進。市場規制の緩和や、自由貿易区への行政事項に関する許認可権限の委譲といった政策上の支援を与えることで、対外開放範囲の拡大を図っています。例えば、外商投資建設プロジェクト設計企業における外国籍技術者比率の制限緩和、外商独資の建設業企業が請け負う中外提携建設プロジェクトに係る出資比率の制限緩和、外商投資の建設業資質許可に係る審査権限の委譲、外国（地域）企業代表機関登記・登録に係る初回審査権限の委譲等が挙げられます。
- ✓ 監督・管理制度とサービス提供を強化。主に金融関連分野に対して、事中・事後の監督・管理制度を強化するとともに、質の高いサービス提供を図るとし、例えば、保険会社分支機構に係る行政審査・批准の簡素化と同時に、自由貿易区企業の保険ニーズに係る情報共有プラットフォームの構築等を求

めています。

✓ **政策のイノベーションと模索を展開。**自由貿易区に与えられた改革開放の全面的深化のための「試験田」機能を発揮し、重要分野において様々な試験的取り組みを打ち出しました（以下の図表を参照）。

✓ **国の安全を重視。**これは『38号通達』において特別に設けられた項目であり、各地域・部門が自由貿易区建設の推進にあたり、全体的な国家安全観を確立し、ボトムラインの考え方（「底線思維」）とリスク意識を強化し、国家の中核的な利益を守るよう求めています。

また、すべての自由貿易区に適用する改革措置のほか、それぞれの自由貿易区の特徴と優位性を十分に発揮するため、一部の自由貿易区を対象に、計14項目の改革措置を制定しています。例えば、福建自由貿易区では台湾地区との連携を強化、河南と陝西自由貿易区では運航権・航空施設の利用を拡大、重慶自由貿易区では「中欧班列（中国と欧州を結ぶ国際定期貨物列車）」を利用した輸送の常態化を展開する等の措置が挙げられます。

【図表】『38号通達』における先行試行措置（抜粋）

- ✓ 省級以下の機関が実施する建設企業資質の申請・レベル引き上げ・追加に係る許可を告知承諾制に変更
- ✓ 国際的な基準に合う税収サービスに係る措置の提起
- ✓ 自由貿易区での政府備蓄と企業備蓄を結びつける石油備蓄モデルの模索
- ✓ 税関特殊監督管理区域の範囲外における「両頭在外（原材料の輸入と製品の輸出）」の航空メンテナンス業態に対する保税監督・管理の研究
- ✓ 国際鉄道運送状に物権証憑としての機能付与の研究
- ✓ 自動車並行輸入の試行
- ✓ 税関税額保証保険の試行
- ✓ 自動車並行輸入に係る保税倉庫業務の試行
- ✓ 率先して自由貿易区での国際貿易「単一窓口」スタンダードバージョンの新たなプロジェクトに係る試行の展開
- ✓ 輸入非特殊用途化粧品届出管理の試行
- ✓ 知的財産権の証券化についての試行
- ✓ 平潭の各金融機関による人民元とニュー台湾ドルとの直接クリアリングの試行
- ✓ 外国留学生の中国国内におけるアルバイト管理制度の研究・制定
- ✓ 中国医学・未病治療に関連する先行試行
- ✓ 非標準的な就労形式における労働者雇用管理およびサービスの試行

（『38号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

改革開放40周年を迎え、自由貿易区の建設・発展には大きな動きが見られています。2018年4月13日、海南省および経済特区設立30周年大会における習近平国家主席の講演では、海南島全域における自由貿易区と自由貿易港の設立が発表され、同年10月16日にそれに対する承認回答および『中国（海南）自由貿易試験区全体方案』が公布されました。また、今年11月に開催された第1回中国国際輸入博覧会の開幕式における基調講演では、習近平国家主席より上海自由貿易区における新たな片区の設立が表明されました。

この流れの中で公布された『38号通達』では、関係する各地方に新たな発展理念と方向性を指し示し、大胆に改革・イノベーションを行うよう奨励するとしています。また、各関係部門に対しては、スリムで効率が高く、権利と責任が明確な管理体制を構築し、適切に指導するよう求めています。こうした政策の施行により、今後、自由貿易区の建設・発展のさらなる推進や、全国へ複製・普及できる経験の蓄積が着実に進展することが期待されます。

*

『38号通達』の詳細については、3ページからの日本語仮訳および10ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

国務院

国発[2018]38号

自由貿易試験区の改革・イノベーション深化を支持する若干の措置に関する通達

各省・自治区・直轄市人民政府、国務院各部門・委員会・各直属機関：

自由貿易試験区（以下「自貿試験区」という）の建設は党中央・国務院による新たな情勢下での全面的に改革の深化と対外開放の拡大に係る戦略的措置である。党の第19回党大会における報告では自貿試験区に対するさらなる大きな改革自主権の付与を強調し、新時代における自貿試験区建設のために新たな方向性を指し示し、新しい要求を打ち出した。党中央・国務院の政策決定を貫徹・実行し、自貿試験区の改革・イノベーションの深化を支持し、さらに建設の質を高めるため、ここに関連事項を以下のように通達する。

1、優れた投資環境を構築する

- (1) 北京市のサービス業における対外開放拡大の総合試行の経験を借り、外商投資建設プロジェクト設計企業における外国籍技術者の比率に関する要求を緩和、人材仲介機関に関する制限を緩和する。（責任部門：人力資源社会保障部、住宅都市農村建設部、商務部。適用範囲：すべての自貿試験区、以下について特定の自貿試験区に適用する措置であると表記されたものを除き、適用範囲はいずれもすべての自貿試験区となる）
- (2) 全国の土地利用計画を制定し通達する際、自貿試験区の実際の状況を考慮し、合理的に関連の省（市）の土地利用計画をアレンジする。関連する地方は自貿試験区建設への支持を優先し、その健全で秩序ある発展を促進しなければならない。（責任部門：自然資源部）
- (3) 建設プロジェクト施工許可、建設施工企業安全生産許可等のプロジェクト審査・批准類の権限を自貿試験区に委譲する。（責任部門：住宅都市農村建設部）
- (4) 自貿試験区に試行業務を展開するよう権限を付与し、省級およびそれ以下の機関が実施する建設企業資質の申請・レベル引き上げ・追加に係る許可を告知承諾制の実行に変更する。（責任部門：住宅都市農村建設部）
- (5) 外資による建設業（設計、施工、工事監理、検査・試験、コストコンサルティング等の全てのプロジェクトの建設に関する主体を含む）への投資・設立に係る資質許可の省級およびそれ以下の審査・批准権限を自貿試験区に委譲する。（責任部門：住宅都市農村建設部）
- (6) 自貿試験区内の外商独資建設企業が当該省（市）の中外提携建設プロジェクトを請け負う際、建設プロジェクトに係る中国・外国側の投資比率制限を受けない。（責任部門：住宅都市農村建設部）
- (7) 『中国本土と香港経済貿易連携緊密化取決め』、『中国本土とマカオ経済貿易連携緊密化

- 取決め』、『海峡兩岸經濟協力枠組協定』のもとで、自貿試験区内の香港・マカオ・台湾資本の建設業企業に対し、今後は『外商投資建設業企業管理規定』におけるプロジェクト請負範囲に関する制限的な規定を施行しない。(責任部門：住宅都市農村建設部)
- (8) 自貿試験区内の当該省（市）でサービスを提供する外商投資プロジェクト設計（プロジェクト実地調査を除く）企業に対し、資質を初回申請する際の出資者に対するプロジェクト設計の業績に係る要求を撤廃する。(責任部門：住宅都市農村建設部)
- (9) 衛生健康行政部門は自貿試験区内の社会資本医療機関による乙類大型医療用設備の配置に対し告知承諾制を実行する。(責任部門：衛生健康委員会)
- (10) 自貿試験区内の医療機関は自身の技術能力に応じて、関連規定に基づき幹細胞の最先端の臨床医療技術に係る研究プロジェクトを展開することができる。(責任部門：衛生健康委員会)
- (11) 自貿試験区が革新し国際的な基準に合う税収サービスに係る措置を打ち出すことを許可する。(責任部門：税務総局)
- (12) 省級の市場監督管理部門は、外国（地域）企業常駐代表機関登記・登録の初回審査・批准権限を自貿試験区の外資登記管理権限を有する市場監督管理部門に委譲することができる。(責任部門：市場監督管理総局)
- (13) 自貿試験区における商標受理窓口の設置を支持する。(責任部門：知的財産権局)
- (14) 自貿試験区で拠点を設定し、商標権質権設定登記を受理する。(責任部門：知的財産権局)
- (15) さらに特許代理機関の株主に対する条件・制限を緩和し、新たに有限責任制の特許代理機関を設立する場合、5分の1を超えない範囲で、特許代理人資格を有さず、満18歳で特許代理機関において専業で働くことのできる中国の公民が株主を担うことを許可する。(責任部門：知的財産権局)
- (16) トップダウンによる統括的な策定を強化し、自貿試験区で政府備蓄と企業備蓄を結びつける石油備蓄モデルを模索・イノベーションする。(責任部門：発展改革委員会、食糧貯蓄局、適用範囲：浙江自貿試験区)

2、貿易利便化の水準を向上する

- (17) 税関特殊監督管理区域の範囲外における「両頭在外（原材料の輸入と製品の輸出）」の航空メンテナンス業態に対する保税監督・管理の実行を研究・支持する。(責任部門：商務部、税関総署、財政部、税務総局)
- (18) 条件を有する自貿試験区が国際鉄道運送状に物権証憑としての機能付与を研究・模索することを支持し、鉄道運送状を信用状付買取手形として、国際鉄道貨物輸送の一貫輸送のレベルを引き上げる。(責任部門：商務部、銀行保険監督管理委員会、鉄道局、中国鐵路総公司)
- (19) 条件に合致する自貿試験区における自動車並行輸入試行の展開を支持する。(責任部門：商務部)

- (20) 自貿試験区に自由に輸出入する技術契約の登記管理権限を付与する。(責任部門: 商務部)
- (21) 自貿試験区で法に基づき、エネルギー、工業原材料、農産物のコモディティ等の国際貿易プラットフォームおよび現物取引市場を建設することを支持する。(責任部門: 商務部)
- (22) 芸術品保税倉庫を展開し、自貿試験区内の税関特殊監督管理区域の間および税関特殊監督管理区域と国外との間における貨物輸出入届出のプロセスで、省級の文化部門は今後、批准文書を審査・発行しない。芸術品輸出入に係る経営活動の展開を支持し、省級の文化部門が審査・発行する輸出入認可の批准文書をもって、税関にて検査通過手続を取り扱う。省級の文化部門が審査・発行する批准文書は有効期間内において、1つの証明書で数回利用することができるが、最多は6回を超えてはならない。(責任部門: 文化観光部、税関総署)
- (23) 自貿試験区が税関税額保証保険の試行を展開することを支持する。(責任部門: 税関総署、銀行保険監督管理委員会)
- (24) 国際貿易「単一窓口」のスタンダードバージョンにおいて航空・鉄道運送状申告の機能を追加する。(責任部門: 税関総署、民用航空局、中国鉄路総公司)
- (25) 自貿試験区で自動車並行輸入に係る保税倉庫業務を試行することを支持する。(責任部門: 税関総署)
- (26) 積極的に国際貿易「単一窓口」および「一帯一路」重点国家・地域の相互連絡・相互接続および情報共有の展開を通じ、率先して自貿試験区で国際貿易「単一窓口」スタンダードバージョンの新たなプロジェクトに係る試行展開を推し進めることを模索し、貿易の利便化を促進する。(責任部門: 税関総署)
- (27) 国家港湾管理規定に合致する前提のもとで、優先して自貿試験区内の港湾開放プロジェクトを審査・対応する。(責任部門: 税関総署)
- (28) 自貿試験区で輸入非特殊用途化粧品届出管理の実施を試行する。(責任部門: 薬品監督管理局)
- (29) 平潭港湾における入国種苗・果物・食用水生動物等の監督・管理作業所建設を支持する。(責任部門: 税関総署、適用範囲: 福建自貿試験区)
- (30) 対外的な運航権の交渉において、鄭州空港の以遠権(第5の空の自由)利用を支持し、平等互惠の基礎のもとで外国航空会社による鄭州を経由する第三国への旅客・貨物輸送業務の引き受けを許可し、積極的に国外の航空会社に鄭州空港を推薦し、合わせて中国市場進出を申請する国外の航空会社が鄭州空港へ乗り入れるよう導く。(責任部門: 民用航空局、適用範囲: 河南自貿試験区)
- (31) 対外的な運航権の交渉において、西安空港の以遠権(第5の空の自由)利用を支持し、平等互惠の基礎のもとで外国航空会社による西安を経由する第三国への旅客・貨物輸送業務の引き受けを許可し、積極的に国外の航空会社に西安空港を推薦し、合わせて中国市場進出を申請する国外の航空会社が西安空港へ乗り入れるよう導く。(責任部門: 民用航空局、適用範囲: 陝西自貿試験区)

- (32) 西安における航空物流発展への支持にさらに注力する。(責任部門：民用航空局、適用範囲：陝西自貿試験区)
- (33) 「中欧班列（中国と欧州を結ぶ国際定期貨物列車）」を利用し、郵便・宅配便の輸出入に係る常態化輸送を展開することを支持する。(責任部門：郵政局、中国鉄路総公司、適用範囲：重慶自貿試験区)
- (34) 医薬品・バイオ製品の初回輸入港湾の設立を支持する。(責任部門：薬品监督管理局、税関総署、適用範囲：重慶自貿試験区)
- (35) 台湾地区で生産し且つ平潭港湾を経由して輸入する第1類医療機器の届出管理権限を福建省薬品監督管理部門に委譲する。(責任部門：薬品监督管理局、適用範囲：福建自貿試験区)

3、金融のイノベーションを推進し、実体経済にサービスを提供する

- (36) さらに保険会社の分支機構に係る行政審査・批准を簡素化し、自貿試験区企業の保険ニーズに係る情報共有プラットフォームを構築・改善する。(責任部門：銀行保険監督管理委員会)
- (37) 自貿試験区内の銀行業金融機関が法令遵守、リスクコントロールが可能な前提のもとで、関連規定に基づき国外機関のために人民元建てデリバティブ商品等の業務を取り扱うことを許可する。(責任部門：人民銀行、銀行保険監督管理委員会、外貨管理局)
- (38) 市場ポジショニングを堅持し、監督・管理の要求を満たし、行政許可に係る関連業務の資格条件に合致する地方の法人銀行が法令遵守、リスクコントロールが可能な前提のもとで人民元・外貨デリバティブ商品業務を展開、もしくは資格を備える銀行業金融機関と連携して為替予約業務等の展開を申請することを支持する。(責任部門：人民銀行、銀行保険監督管理委員会、外貨管理局)
- (39) 自貿試験区が自身の特徴と適合する口座体系をベースに人民元クロスボーダー業務を展開することを支持する。(責任部門：人民銀行)
- (40) 自貿試験区内の銀行業金融機関が真実なニーズおよびプルーデンス原則に基づき国外機関および国外プロジェクトに対し人民元建て貸付を実行し、「走出去（海外進出）」企業の海外投資・プロジェクト建設・工事請負・大型設備輸出等の資金需要を満たすことを奨励・支持する。自貿試験区内の銀行業金融機関が実行する人民元建て国外貸付は、厳格に借入人の信用状況とプロジェクトの背景を審査し、資金の用途が要求に合致することを保証しなければならない。(責任部門：人民銀行、外交部、発展改革委員会、商務部、国有資産監督管理委員会、銀行保険監督管理委員会)
- (41) 銀行が自貿試験区の取引所の発行する紙ベースの取引証憑（取引双方の確認を経なければならない）を双方の貿易契約の代わりとし、貿易真実性の審査根拠とすることを許可する。(責任部門：銀行保険監督管理委員会)
- (42) 自貿試験区内の条件に合致する個人が規定に基づき国外証券投資を展開することを支持

- する。(責任部門：証券監督管理委員会、人民銀行)
- (43) 条件を有する自貿試験区で知的財産権の証券化について試行を展開することを支持する。
(責任部門：証券監督管理委員会、知的財産権局)
- (44) 平潭における各金融機関が人民元とニュー台湾ドルとの直接クリアリングを試行することを許可し、国外機関の国内外貨口座による定期預金業務の取扱を許可する。(責任部門：人民銀行、外貨管理局、適用範囲：福建自貿試験区)
- (45) コモディティ輸出国、「一帯一路」沿線国家・地域との石油製品等のコモディティ貿易において人民元による価格計算・決済を推し進め、銀行業金融機関が「誰出口、誰付匯（輸出した者が外貨を支払う）」の原則に基づき石油製品貿易に係るクロスボーダー支払業務を取り扱うよう誘導し、自貿試験区における保税燃料油の供給が人民元で価格計算・決済されることを支持する。(責任部門：人民銀行等の部門、適用範囲：浙江自貿試験区)
- (46) 自貿試験区内の銀行業金融機関が関連の規定に基づき台湾地区の金融インターバンクに向けて短期人民元建て資金をクロスボーダーにて貸し出すことを許可する。(責任部門：人民銀行、適用範囲：福建自貿試験区)
- (47) 「海峡基金業総合サービスプラットフォーム」が規定に基づき中国証券投資基金業協会に登記を申請し、私募ファンドサービス業務を展開することを支持する。条件に合致する台湾資本の保険機関が自貿試験区内で保険経営機関を設立することを支持する。(責任部門：銀行保険監督管理委員会、証券監督管理委員会、適用範囲：福建自貿試験区)

4、人的資源分野における先行試行を推進する

- (48) 企業の労働者雇用の柔軟性を高め、自貿試験区内の製造企業が生産のピーク時に労働者と一定の作業の完了を期限とする労働契約、短期的な固定期間労働契約を締結することを支持する。労務派遣員が企業研究・開発センターの研究・開発ポストで臨時的な仕事に従事することを許可する。(責任部門：人力資源社会保障部)
- (49) 自貿試験区内に設立する中外合弁および外商投資の人材仲介機関に係る審査・批准の権限を自貿試験区に委譲し、自貿試験区の関連職能部門が審査し合わせて省（市）の人力資源社会保障部門に届出るべく報告する。(責任部門：人力資源社会保障部)
- (50) 外国留学生の中国国内におけるアルバイト管理制度を研究・制定し、自貿試験区が関連の実施細則を制定し、規範化された管理を実現する。(責任部門：教育部)
- (51) 非衛生技術者を取り込んだ医療機関における中国医学・未病治療サービスの提供、医療機関における中国医学・未病治療専門医の職位変更（昇格）、中国医学・未病治療サービス料金の徴収等の面における先行試行を奨励する。(責任部門：中醫藥管理局)
- (52) 自貿試験区が関連の香港・マカオ人材執業管理弁法（国の法律・法規が許可しないものを除く）を制定するよう権限を付与し、香港・マカオの執業資格を有する金融・建設・企画・特許代理等の分野の専門的な人材が、関連部門もしくは機関での届出を経た後、規定の範囲に基づき自貿試験区内の企業のために専門的なサービスを提供することを許

可する。(責任部門：人力資源社会保障部、住宅都市農村建設部、銀行保険監督管理委員会、証券監督管理委員会、知的財産権局、適用範囲：広東自貿試験区)

- (53) 自貿試験区が非標準的な就労形式における労働者雇用管理およびサービスの試行を展開することを支持する。(責任部門：人力資源社会保障部、適用範囲：上海自貿試験区)

5、着実に組織し、実施する

党の指導を堅持する。党による改革開放への指導を堅持・強化し、党の指導を自貿試験区建設の全プロセスに貫き通す。習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を指導とし、全面的に党の第19回党大会および第19期中央委員会第2回・第3回全体会議の精神を貫徹し、自貿試験区の改革・イノベーション深化を支持する重大な意義を深く認識し、新しい発展理念を貫徹し、地方が「大胆に推し進め、大胆に試行し、自ら改善する（“大胆闖、大胆試、自主改”）」ことを奨励し、さらに自貿試験区に与えた改革の全面的な深化および対外開放拡大のための「試験田」機能を発揮しなければならない。

国の安全を守る。各関連地域と部門・各自貿試験区は全体的な国家安全観を揺るぎなく確立し、中央国家安全指導機関による統一的指導のもとで、国の安全に係る方針・政策および法律・法規の執行を貫徹し、ボトムラインの考え方（“底線思維”）およびリスク意識を強化し、国の中核的な利益および政治安全を守り、自ら大局に奉仕しなければならない。各関係省（市）の人民政府は法に基づき当該行政区域内の自貿試験区の国家安全業務を管理する。各関係部門は職責に基づき当該ライン・分野における国家安全業務を管理・指導し、国の安全と中核的な利益の必要に応じてプロセスに基づき関連措置を調整することができる。

組織・管理を強化する。各関係地域と部門は高度に重視し、密接に協力し、自貿試験区の建設および管理水準を絶えず高めなければならない。国務院自由貿易試験区工作部門間連合会議弁公室は着実に統一的な協調の機能を発揮し、横断的な協力・縦断的な連動を強化し、差別化された指導を行なわなければならない。各関係部門は指導とサービスを強化し、積極的に自貿試験区が発展の過程で遭遇した問題の解決を調整しなければならない。各関係省（市）の人民政府は主体责任を担い、業務メカニズムを改善し、スリムで効率が高く、権利と責任が明確である自貿試験区管理体制を構築し、人材の育成を強化し、素質の高い管理チームを作り上げなければならない。

業務の具現化を全力で実行する。各関係地域と部門は「釘釘子精神（釘を一本ずつ打つように堅実に努力を重ねる精神）」で改革・イノベーション深化措置の具現化をしっかりと遂行しなければならない。国務院自由貿易試験区工作部門間連合会議弁公室は監督・検査を強化し、監督・検査において発見した問題に対しては責任を明確にし、期限付きで是正し、遅滞なく総括・評価を行い、効果が良くリスクコントロールが可能な成果に対しては、全国のその他地域へ複製・普及しなければならない。各関係部門は職責に基づき改革措置の細分化をしっかりと行い、全プロセス

において関与し、最後まで遂行しなければならない。各関係省（市）は措置の実行・支持を当該地域の重点的な業務とし、監督・評価を強化し、業務責任を明確にし、措置の具現化・発効を推し進め、同時に当該省（市）におけるさらなる自貿試験区の改革・イノベーション深化措置を研究して打ち出さなければならない。関連行政法規、国务院文書および部門規則・規定を調整する必要がある場合、法定のプロセスに基づき取り扱わなければならない。重大事項については、遅滞なく党中央・国务院へ指示を仰ぐべく報告しなければならない。

国务院

2018年11月7日

（この文書は公開にて公布する）

(中国語原文)

国务院
国发〔2018〕38号
关于支持自由贸易试验区深化改革创新若干措施的通知

各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构：

建设自由贸易试验区（以下简称自贸试验区）是党中央、国务院在新形势下全面深化改革和扩大开放的战略举措。党的十九大报告强调要赋予自贸试验区更大改革自主权，为新时代自贸试验区建设指明了新方向、提出了新要求。为贯彻落实党中央、国务院决策部署，支持自贸试验区深化改革创新，进一步提高建设质量，现将有关事项通知如下：

一、营造优良投资环境

- （一） 借鉴北京市服务业扩大开放综合试点经验，放宽外商投资建设工程设计企业外籍技术人员比例要求、放宽人才中介机构限制。（负责部门：人力资源社会保障部、住房城乡建设部、商务部；适用范围：所有自贸试验区，以下除标注适用于特定自贸试验区的措施外，适用范围均为所有自贸试验区）
- （二） 编制下达全国土地利用计划时，考虑自贸试验区的实际情况，合理安排有关省（市）的用地计划；有关地方应优先支持自贸试验区建设，促进其健康有序发展。（负责部门：自然资源部）
- （三） 将建筑工程施工许可、建筑施工企业安全生产许可等工程审批类权限下放至自贸试验区。（负责部门：住房城乡建设部）
- （四） 授权自贸试验区开展试点工作，将省级及以下机关实施的建筑企业资质申请、升级、增项许可改为实行告知承诺制。（负责部门：住房城乡建设部）
- （五） 将外商投资设立建筑业（包括设计、施工、监理、检测、造价咨询等所有工程建设相关主体）资质许可的省级及以下审批权限下放至自贸试验区。（负责部门：住房城乡建设部）
- （六） 自贸试验区内的外商独资建筑业企业承揽本省（市）的中外联合建设项目时，不受建设项目的中外方投资比例限制。（负责部门：住房城乡建设部）
- （七） 在《内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排》、《内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排》、《海峡两岸经济合作框架协议》下，对自贸试验区内的港澳台资建筑业企业，不再执行《外商投资建筑业企业管理规定》中关于工程承包范围的限制性规定。（负责部门：住房城乡建设部）
- （八） 对于自贸试验区内为本省（市）服务的外商投资工程设计（工程勘察除外）企业，取消首次申请资质时对投资者的工程设计业绩要求。（负责部门：住房城乡建设部）
- （九） 卫生健康行政部门对自贸试验区内的社会办医疗机构配置乙类大型医用设备实行告知承诺制。（负责部门：卫生健康委）
- （十） 自贸试验区内医疗机构可根据自身的技术能力，按照有关规定开展干细胞临床前沿医疗技

- 术研究项目。（负责部门：卫生健康委）
- （十一） 允许自贸试验区创新推出与国际接轨的税收服务举措。（负责部门：税务总局）
- （十二） 省级市场监管部门可以将外国（地区）企业常驻代表机构登记注册初审权限下放至自贸试验区有外资登记管理权限的市场监管部门。（负责部门：市场监管总局）
- （十三） 支持在自贸试验区设置商标受理窗口。（负责部门：知识产权局）
- （十四） 在自贸试验区设立受理点，受理商标权质押登记。（负责部门：知识产权局）
- （十五） 进一步放宽对专利代理机构股东的条件限制，新设立有限责任制专利代理机构的，允许不超过五分之一不具有专利代理人资格、年满 18 周岁、能够在专利代理机构专职工作的中国公民担任股东。（负责部门：知识产权局）
- （十六） 加强顶层设计，在自贸试验区探索创新政府储备与企业储备相结合的石油储备模式。（负责部门：发展改革委、粮食和储备局，适用范围：浙江自贸试验区）

二、 提升贸易便利化水平

- （十七） 研究支持对海关特殊监管区域外的“两头在外”航空维修业态实行保税监管。（负责部门：商务部、海关总署、财政部、税务总局）
- （十八） 支持有条件的自贸试验区研究和探索赋予国际铁路运单物权凭证功能，将铁路运单作为信用证议付票据，提高国际铁路货运联运水平。（负责部门：商务部、银保监会、铁路局、中国铁路总公司）
- （十九） 支持符合条件的自贸试验区开展汽车平行进口试点。（负责部门：商务部）
- （二十） 授予自贸试验区自由进出口技术合同登记管理权限。（负责部门：商务部）
- （二十一） 支持在自贸试验区依法合规建设能源、工业原材料、大宗农产品等国际贸易平台和现货交易市场。（负责部门：商务部）
- （二十二） 开展艺术品保税仓储，在自贸试验区内海关特殊监管区域之间以及海关特殊监管区域与境外之间进出货物的备案环节，省级文化部门不再核发批准文件。支持开展艺术品进出口经营活动，凭省级文化部门核发的准予进出口批准文件办理海关验放手续；省级文化部门核发的批准文件在有效期内可一证多批使用，但最多不超过六批。（负责部门：文化和旅游部、海关总署）
- （二十三） 支持自贸试验区开展海关税款保证保险试点。（负责部门：海关总署、银保监会）
- （二十四） 国际贸易“单一窗口”标准版增加航空、铁路舱单申报功能。（负责部门：海关总署、民航局、中国铁路总公司）
- （二十五） 支持自贸试验区试点汽车平行进口保税仓储业务。（负责部门：海关总署）
- （二十六） 积极探索通过国际贸易“单一窗口”与“一带一路”重点国家和地区开展互联互通和信息共享，推动国际贸易“单一窗口”标准版新项目率先在自贸试验区开展试点，促进贸易便利化。（负责部门：海关总署）
- （二十七） 在符合国家口岸管理规定的前提下，优先审理自贸试验区内口岸开放项目。（负责部门：海关总署）

- (二十八) 在自贸试验区试点实施进口非特殊用途化妆品备案管理。(负责部门:药监局)
- (二十九) 支持平潭口岸建设进境种苗、水果、食用水生动物等监管作业场所。(负责部门:海关总署,适用范围:福建自贸试验区)
- (三十) 在对外航权谈判中支持郑州机场利用第五航权,在平等互利的基础上允许外国航空公司承载经郑州至第三国的客货业务,积极向国外航空公司推荐并引导申请进入中国市场的国外航空公司执飞郑州机场。(负责部门:民航局,适用范围:河南自贸试验区)
- (三十一) 在对外航权谈判中支持西安机场利用第五航权,在平等互利的基础上允许外国航空公司承载经西安至第三国的客货业务,积极向国外航空公司推荐并引导申请进入中国市场的国外航空公司执飞西安机场。(负责部门:民航局,适用范围:陕西自贸试验区)
- (三十二) 进一步加大对西安航空物流发展的支持力度。(负责部门:民航局,适用范围:陕西自贸试验区)
- (三十三) 支持利用中欧班列开展邮件快件进出口常态化运输。(负责部门:邮政局、中国铁路总公司,适用范围:重庆自贸试验区)
- (三十四) 支持设立首次进口药品和生物制品口岸。(负责部门:药监局、海关总署,适用范围:重庆自贸试验区)
- (三十五) 将台湾地区生产且经平潭口岸进口的第一类医疗器械的备案管理权限下放至福建省药品监督管理部门。(负责部门:药监局,适用范围:福建自贸试验区)

三、 推动金融创新服务实体经济

- (三十六) 进一步简化保险分支机构行政审批,建立完善自贸试验区企业保险需求信息共享平台。(负责部门:银保监会)
- (三十七) 允许自贸试验区内银行业金融机构在依法合规、风险可控的前提下按相关规定为境外机构办理人民币衍生产品等业务。(负责部门:人民银行、银保监会、外汇局)
- (三十八) 支持坚持市场定位、满足监管要求、符合行政许可相关业务资格条件的地方法人银行在依法合规、风险可控的前提下开展人民币与外汇衍生产品业务,或申请与具备资格的银行业金融机构合作开展远期结售汇业务等。(负责部门:人民银行、银保监会、外汇局)
- (三十九) 支持自贸试验区依托适合自身特点的账户体系开展人民币跨境业务。(负责部门:人民银行)
- (四十) 鼓励、支持自贸试验区内银行业金融机构基于真实需求和审慎原则向境外机构和境外项目发放人民币贷款,满足“走出去”企业的海外投资、项目建设、工程承包、大型设备出口等融资需求。自贸试验区内银行业金融机构发放境外人民币贷款,应严格审查借款人资信和项目背景,确保资金使用符合要求。(负责部门:人民银行、外交部、发展改革委、商务部、国资委、银保监会)
- (四十一) 允许银行将自贸试验区交易所出具的纸质交易凭证(须经交易双方确认)替代双方贸易合同,作为贸易真实性审核依据。(负责部门:银保监会)
- (四十二) 支持自贸试验区内符合条件的个人按照规定开展境外证券投资。(负责部门:证监会、人

民银行)

- (四十三) 支持在有条件的自贸试验区开展知识产权证券化试点。(负责部门:证监会、知识产权局)
- (四十四) 允许平潭各金融机构试点人民币与新台币直接清算,允许境外机构境内外汇账户办理定期存款业务。(负责部门:人民银行、外汇局,适用范围:福建自贸试验区)
- (四十五) 推动与大宗商品出口国、“一带一路”国家和地区在油品等大宗商品贸易中使用人民币计价、结算,引导银行业金融机构根据“谁进口、谁付汇”原则办理油品贸易的跨境支付业务,支持自贸试验区保税燃料油供应以人民币计价、结算。(负责部门:人民银行等部门,适用范围:浙江自贸试验区)
- (四十六) 允许自贸试验区内银行业金融机构按相关规定向台湾地区金融同业跨境拆出短期人民币资金。(负责部门:人民银行,适用范围:福建自贸试验区)
- (四十七) 支持“海峡基金业综合服务平台”根据规定向中国证券投资基金业协会申请登记,开展私募投资基金服务业务。支持符合条件的合资保险机构在自贸试验区内设立保险营业机构。(负责部门:银保监会、证监会,适用范围:福建自贸试验区)

四、 推进人力资源领域先行先试

- (四十八) 增强企业用工灵活性,支持自贸试验区内制造企业生产高峰时节与劳动者签订以完成一定工作任务为期限的劳动合同、短期固定期限劳动合同;允许劳务派遣员工从事企业研发中心研发岗位临时性工作。(负责部门:人力资源社会保障部)
- (四十九) 将在自贸试验区内设立中外合资和外商独资人才中介机构审批权限下放至自贸试验区,由自贸试验区相关职能部门审批并报省(市)人力资源社会保障部门备案。(负责部门:人力资源社会保障部)
- (五十) 研究制定外国留学生在我国境内勤工助学管理制度,由自贸试验区制定有关实施细则,实现规范管理。(负责部门:教育部)
- (五十一) 鼓励在吸纳非卫生技术人员在医疗机构提供中医治未病服务、医疗机构中医治未病专职医师职称晋升、中医治未病服务项目收费等方面先行试点。(负责部门:中医药局)
- (五十二) 授权自贸试验区制定相关港澳专业人才执业管理办法(国家法律法规暂不允许的除外),允许具有港澳执业资格的金融、建筑、规划、专利代理等领域专业人才,经相关部门或机构备案后,按规定范围为自贸试验区内企业提供专业服务。(负责部门:人力资源社会保障部、住房城乡建设部、银保监会、证监会、知识产权局,适用范围:广东自贸试验区)
- (五十三) 支持自贸试验区开展非标准就业形式下劳动用工管理和服​​务试点。(负责部门:人力资源社会保障部,适用范围:上海自贸试验区)

五、 切实做好组织实施

坚持党的领导。坚持和加强党对改革开放的领导,把党的领导贯穿于自贸试验区建设全过程。要以习近平新时代中国特色社会主义思想为指导,全面贯彻党的十九大和十九届二中、三中全会精神,深刻认识支持自贸试验区深化改革创新的重大意义,贯彻新发展理念,鼓励地方大胆试、大胆闯、自主改,

进一步发挥自贸试验区全面深化改革和扩大开放试验田作用。

维护国家安全。各有关地区和部门、各自贸试验区要牢固树立总体国家安全观，在中央国家安全领导机构统筹领导下，贯彻执行国家安全方针政策和法律法规，强化底线思维和风险意识，维护国家核心利益和政治安全，主动服务大局。各有关省（市）人民政府依法管理本行政区域内自贸试验区的国家安全工作。各有关部门依职责管理指导本系统、本领域国家安全工作，可根据维护国家安全和核心利益需要按程序调整有关措施。

强化组织管理。各有关地区和部门要高度重视、密切协作，不断提高自贸试验区建设和管理水平。国务院自由贸易试验区工作部际联席会议办公室要切实发挥统筹协调作用，加强横向协作、纵向联动，进行差异化指导。各有关部门要加强指导和服务，积极协调指导自贸试验区解决发展中遇到的问题。各有关省（市）人民政府要承担起主体责任，完善工作机制，构建精简高效、权责明晰的自贸试验区管理体制，加强人才培养，打造高素质管理队伍。

狠抓工作落实。各有关地区和部门要以钉钉子精神抓好深化改革创新措施落实工作。国务院自由贸易试验区工作部际联席会议办公室要加强督促检查，对督查中发现的问题要明确责任、限时整改，及时总结评估，对效果好、风险可控的成果，复制推广至全国其他地区。各有关部门要依职责做好改革措施的细化分解，全程过问、一抓到底。各有关省（市）要将落实支持措施作为本地区重点工作，加强监督评估、压实工作责任，推进措施落地生效，同时研究出台本省（市）进一步支持自贸试验区深化改革创新的措施。需调整有关行政法规、国务院文件和部门规章规定的，要按法定程序办理。重大事项及时向党中央、国务院请示报告。

国务院

2018年11月7日

（此件公开发布）

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。